

第三次循環型社会形成推進基本計画 における都市自治体の課題等について

【全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員市（16団体）】

重点的な課題

全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員市(16団体)
を対象に照会
13団体(内調査対象外1団体を含む)から回答
(平成28年9月6日17:00時点)

課題

現状・詳細(市の回答)

市民からは、「年を取ると分別が難しくなる」、「少量の生ごみは埋め立てごみに入れている」等の声が挙がっており、適正な家庭ごみの処理は家庭における適正な分別が前提となっていることから「分別の徹底」について懸念している。(北広島市)

要介護高齢者に対するごみ出し支援をお願いしたい。ごみ回収について、現在、市では全地域「ステーション回収」を行っており、個別回収はしていない。地区を班に分け、1班8世帯程で順番にごみ当番(清掃、管理)をしていただいている。しかし、高齢者のなかには、ごみ当番だけでなくステーションへのごみの運搬を負担に感じる人も多く、自宅にごみをため込むケースも見受けられる。通院や買い物への送迎サービス等とも連携した、福祉との総合的な支援策を考える必要がある。(名張市)

市内の75歳以上の単身者を対象に、市内の高齢者が抱えるごみに関する困り事(ごみの分別、家屋からの粗大ゴミの搬出、スプレー缶の穴あけ等)を把握するためのアンケート調査を実施・検証し、解決につなげる施策を構築する予定としている。(恵庭市)

ふれあい収集等の回収サービスの拡充が必要となる他、遺品整理によるごみの増加が考えられる。また、遺品整理の場面では市外居住者が処分を行う可能性があるため、分別の不徹底や無許可の不用品回収等が横行する可能性もある。(稲城市)

無許可営業を行っていると思われる業者に対しては個別指導を徹底しているが、一方で一般市民からの無許可業者への廃棄物処理依頼がなくなる事はない。大きな要因として、遺品整理や建物の解体等、他の業務とあわせた一体的な廃棄物処理への要望が高いことが挙げられる。今後ますます進展する高齢化社会においては、さらなるニーズの高まりが予測され、適切な廃棄物処理と一般市民の利便性向上の視点から、法的な整備が必要である。(恵庭市)

高齢社会における適正な分別の確保

課題

現状・詳細（市の回答）

廃棄物処理 施設の 更新整備

最終処分用地が残り少なくなってきており、市民の環境問題への関心が高まっている昨今、新たな最終処分場用地を確保することの困難さを感じている。（北広島市）

財政事情が悪化するなか、市単独での事業を進めることは困難になってきている。（敦賀市）

整備には複数年度にわたって多額の費用を要するため、大きな財政負担となっている。（高松市）

循環型社会形成推進交付金の財源確保、国及び都道府県における財政措置をお願いしたい。（高松市）

その他の課題

課題	現状・詳細（市の回答）
離島におけるごみ処理、焼却炉の設置	<p>離島は焼却するごみ量が少ないため、プラスチック類の焼却が不能な小規模な焼却炉を設置している。新たな焼却炉を建設する場合、本土での建設よりコストがかかり、分別収集やリサイクルについても島内での処理が完結できない状況にあることから、処理費用やリサイクルのための運搬費用に掛かる支援等について検討いただきたい。（酒田市）</p>
再生事業者による分別の受入れ可否	<p>自治体が分別を徹底した場合でも、再生事業者の事情（損利益、技術、再生対象品目の状況等）により、受入れ可能・不可能なものが出てくる。市民が無理なく分別でき、自治体として多大なコストがかからない手法、事業者が資源物をすべて受入れ可能な分別方法を考えていく必要がある。環境保護の観点から「再生事業の重要性」は感じるが、自治体の財政面及び人材面には限界があるため、どこまで出来るのか正直不安を抱えている。（敦賀市）</p>
木質バイオマスの活用	<p>木質バイオマス事業を地域内の森林資源を活用して行うためには、供給側の準備として、伐採やチップ化とその運搬等のための施設や体制の整備が必要な状況となっている。（天童市）</p>
有料化による廃棄物の減量化	<p>家庭系ごみの有料化の検討を行っている現状において、市民に率先して市役所関連ごみを減量しなければならない。市内に立地する企業でオフィス製紙機を開発し、オフィスで発生した使用済コピー用紙を、新しいコピー用紙に再生させるという画期的な手法で廃棄物の減量を提案している。市民の規範となるべくごみ減量を進めるためにこのような機器の導入に取り組む必要があると考える。（酒田市）</p> <p>一般廃棄物の減量、資源化施策を実施してきたが、当市では市民1人1日当たりのごみ排出量は平成22年度の969gを底に増加傾向にあり、平成27年度では1,006gとなっている。このことから、平成29年10月から家庭ごみの有料化導入のための条例改正を行い、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の促進を図ることとした。現在、当市のごみ処理の状況、有料化に至った経緯や必要性等について、市民説明会を開催する等、市民の理解を得るよう努めている。（東広島市）</p>

課題

現状・詳細（市の回答）

仮置場の確保

災害廃棄物処理計画の策定における仮置場の確保について、仮置場の選定にあたっては、原則として市有地を優先して検討しているが、国の補助を受けて市が事業用に取得した土地を仮置場とする場合、本来の補助の目的とは異なる利用をすることになる。国の補助を受けた市有地を仮置場として計画に記載し、災害発生時に利用することについて、国の柔軟な対応をお願いしたい。（高松市）

家電リサイクル法における前払い方式の導入

本市では、家電製品を処分する場合、郵便局へ行き料金を振込みしなければならないが、高齢者にとっては、「外出をして振込みをする」という作業が負担となっている。また、不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理費用が自治体にとって負担であり、国による減免制度等があれば助かる。さらに、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者による製品回収ルートの仕組みを作っていたいただきたい。（名張市）

家庭における生ごみの分別推進

以前、生ゴミの堆肥化を試みたが、回収・分別に手間と費用がかかり、一旦中止している。
国からの技術面、財政面での支援をお願いしたい。（名張市）

普通ごみの組成分析の結果、3割の生ごみが混入しており、本来はバイオガス化処理されるべき生ごみが埋め立てられている状況にある。家庭における分別の徹底には特効薬がなく、広報や自治会・町内会通信の発行、出前講座による啓発のほか、朝にごみ集積所に立ち啓発するなど、地道な活動を通じて分別率の向上に努めているところである。生ごみが混入している普通ごみを、不適正ごみとしてごみ集積所から回収しないという手段も考えられるが、カラスなどに荒らされて住環境が悪化することが懸念されることから、そこまでの手段は講じていない。（北広島市）

課 題	現 状 ・ 詳 細 （市の回答）
デポジット制度導入	<p>ポイ捨てがなくならない現状に対して、有効な策だと考える。（例えば、ペットボトルやビンを1本10円、20円で市民に還元する等。）最近、市内の事業者が、商業施設内にある所定の場所に回収スペースを設け、ペットボトル等の本数によって電子ポイントを付与する取組みを実施しているが、対象品目を持ち込む市民が多く見受けられ、一定の効果が見込まれている。（名張市）</p>
容リ法対象外のマーク表示	<p>消費者から「（マークが）分かりにくい」との声が挙がっている。例えば、ペットボトルは本体・ラベル・キャップの3つに分別しなければならず、手間がかかる。ビンについては規格を統一する、ペットボトルについては直接本体に品質表示を印字する等、事業者には分別に手間のかからない製品づくりをお願いしたい。（名張市）</p>
プラスチック等の分別収集の徹底	<p>リサイクルプラスチックの回収を平成18年度から実施しているが、年間回収量の約1,500 tに対し資源化量は約930 tと資源化率が約6割と低く、多額の回収経費をかけたにもかかわらず、約4割は汚れ、容器包装以外の異物として選別し焼却処分となっている。選別作業にも多額の経費を充てており、ペットボトルの回収についても同様な状況である。リサイクルプラスチック、ペットボトルリサイクルのために支出する経費に対し、歳入が過少となっているため、合理化拠出金等の増額を望む。（東広島市）</p>
地域における環境教育・環境学習の場の提供	<p>市民向けの環境教育として、廃棄物関係に限らず、数種類の「環境学習出前講座」を実施している。しかし、現在、小学校の授業の一環として申し込むケースが多く、大人を対象とした講座の開催があまりできていないため、受講者の幅を広げることが課題の一つである。環境学習のメニューを充実させるために、行政職員が講師をするものだけでなく、環境問題に精通した市内の事業者が講師となる講座を増やしたいが、講師を引き受けていただけるような事業者の掘り起しが進んでいない。（東広島市）</p>

課 題	現 状 ・ 詳 細 （市の回答）
有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施	水質汚濁防止法や大気汚染防止法等により、有害物質を使用している事業所については、法等の届出の範囲で把握できているが、職員数の問題から、事業所において有害物質の適切な管理等ができていないかを確認する定期的な立入検査が実施できていない。（東広島市）
無料回収業者に対しての指導	平成24年3月19日に、環境省から「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」という文書が出されている。しかし、実際の現場では、廃棄物の疑いがある不用品を扱う回収業者に対して、廃棄物の該当性について言及したい場合、通知では法的根拠に欠けるため強く指導ができずにいる。通知ではなく法律での規制をお願いしたい。（名張市）
海岸漂流物の処理	海岸の管理者は県であり、漂着物の回収は県が実施主体となっている。本市の離島においても市民やNPOと協同したクリーンアップ活動を継続している。回収された海岸漂着物のうち一般廃棄物処理施設で処理が可能なものは、本市及び本市ほか2町で構成する広域行政組合の処理施設で処理を行っている。今後とも海岸の良好な景観や安全確保のために、海岸漂着物対策については継続して支援していただきたい。（酒田市）
最終処分場の延命化	埋立ごみとして排出されている使用済小型電子機器等については、分別収集を徹底し最終処分場の長寿命化を図ると共に、貴重な都市鉱山からの回収を推進することで、マテリアルリサイクルを推進していきたい。（酒田市）
災害廃棄物対策	近年、地球温暖化の影響と考えられる異常気象や大規模地震による災害が多発し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が課題となっている。本市でも国の災害廃棄物対策指針の改定に伴う災害廃棄物処理計画を策定することとしているが、単独市町では対応困難で広域連携の必要な大規模災害時においては、国や都道府県の積極的な調整や対応をお願いしたい。（東広島市）
適正処理困難物	危険物や爆発のおそれのあるもの、農薬などの市町村において処理することが困難な一般廃棄物について、処理体制が構築されるよう進めてほしい。（福井市）
各種リサイクル法に基づくリサイクル	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」による収集運搬業または処分業の許可を要するかが曖昧であり、判断が困難である。（恵庭市）

地域の循環型社会を大きく前進させた施策例

課題	取り組み内容
生ゴミの バイオガス化	平成27年度から、従前は一部事務組合である環境衛生組合において1市3町のし尿及び浄化槽汚泥を処理していたものを、組合解散に伴い3町からの事務委託により、市の下水処理センターにおいて下水道汚泥と生ごみを合わせたミックスによるバイオガス化処理を行っている。処理に伴い発生するガスを乾燥機の燃料として使用し、残る乾燥汚泥は肥料として全量緑農地還元している。（北広島市）
粗大ゴミの リユース化	平成26年度から、従前は破碎したのち埋め立て処分していた家具や自転車などを減らすため、シルバー人材センターへの委託により粗大ごみを修繕し、公共施設において販売する「粗大ごみリユース事業」を開始している。埋め立て処分するごみの減量化と、市民へのリユースの浸透が図られているものと考えている。なお、費用面に関しては、販売価格を修繕費と同程度に設定しているため、今のところ特段逼迫した状況にはなっていない。（北広島市）

循環型社会構築に向けて、今後必要な施策について

課題	取り組み内容
複数の省庁同士での 連携	地方公共団体としても、国としても、限られた予算の中で多くのことを達成するためには、1つの事業で2つ3つの結果を出す必要がある。また、廃棄物行政に関する課題は、地方公共団体だけでは解決することは難しい。国としての課題に向け、環境省だけの施策ではなく、複数の省庁同士で連携をとった施策が不可欠である。地方公共団体としては、国の定める指針や施策に協力し、地域協働などの基礎自治体ならではの特性を生かして指針実現に向けて動いていくことが求められていると考えている。（稲城市）